

都市低炭素化法認定申請手数料【第 21 号表】

【令和 8 年 4 月 1 日施行予定】

1. 当初計画の認定申請（法第 53 条第 1 項）

建物種別（計算方法）		号区分	規模	適合証添付あり	適合証添付なし	
一戸建て住宅	誘導標準計算基準	ア（ア） a	200 ㎡未満	5,000 円	<u>36,100 円</u>	
		ア（ア） b	200 ㎡以上	5,000 円	38,000 円	
	誘導仕様基準	ア（イ） a	200 ㎡未満	5,000 円	18,000 円	
		ア（イ） b	200 ㎡以上	5,000 円	19,000 円	
	誘導仕様・計算併用法基準	ア（ウ） a	200 ㎡未満	5,000 円	26,000 円	
		ア（ウ） b	200 ㎡以上	5,000 円	28,000 円	
非住宅建築物・複合建築物 ・共同住宅等	非住宅部分	誘導標準	イ（ア） a	300 ㎡未満	10,000 円	<u>241,000 円</u>
		入力法等基準	イ（ア） b	300 ㎡以上	<u>17,100 円</u>	<u>297,000 円</u>
		誘導モデル	イ（イ） a	300 ㎡未満	10,000 円	<u>92,100 円</u>
		建物法基準	イ（イ） b	300 ㎡以上	<u>17,100 円</u>	<u>115,000 円</u>
	住宅部分	誘導標準	イ（ウ） a	300 ㎡未満	10,000 円	<u>71,900 円</u>
		計算基準	イ（ウ） b	300 ㎡以上	<u>21,200 円</u>	<u>120,000 円</u>
		誘導仕様基準	イ（エ） a	300 ㎡未満	10,000 円	<u>34,200 円</u>
			イ（エ） b	300 ㎡以上	<u>21,200 円</u>	57,000 円
		誘導仕様・計算併用法基準	イ（オ） a	300 ㎡未満	10,000 円	<u>53,000 円</u>
			イ（オ） b	300 ㎡以上	<u>21,200 円</u>	<u>89,300 円</u>

2. 計画変更の認定申請（法第 55 条第 1 項）

建物種別（計算方法）		号区分	規模	適合証添付あり	適合証添付なし	
一戸建て住宅	誘導標準計算基準	ア（ア） a	200 ㎡未満	3,000 円	<u>18,000 円</u>	
		ア（ア） b	200 ㎡以上	3,000 円	19,000 円	
	誘導仕様基準	ア（イ） a	200 ㎡未満	3,000 円	9,000 円	
		ア（イ） b	200 ㎡以上	3,000 円	10,000 円	
	誘導仕様・計算併用法基準	ア（ウ） a	200 ㎡未満	3,000 円	13,000 円	
		ア（ウ） b	200 ㎡以上	3,000 円	14,000 円	
非住宅建築物・複合建築物 ・共同住宅等	非住宅部分	誘導標準	イ（ア） a	300 ㎡未満	10,000 円	<u>241,000 円</u>
		入力法等基準	イ（ア） b	300 ㎡以上	<u>17,100 円</u>	<u>297,000 円</u>
		誘導モデル	イ（イ） a	300 ㎡未満	10,000 円	<u>92,100 円</u>
		建物法基準	イ（イ） b	300 ㎡以上	<u>17,100 円</u>	<u>115,000 円</u>
	住宅部分	誘導標準	イ（ウ） a	300 ㎡未満	10,000 円	<u>71,900 円</u>
		計算基準	イ（ウ） b	300 ㎡以上	<u>21,200 円</u>	<u>120,000 円</u>
		誘導仕様基準	イ（エ） a	300 ㎡未満	10,000 円	<u>34,200 円</u>
			イ（エ） b	300 ㎡以上	<u>21,200 円</u>	57,000 円
		誘導仕様・計算併用法基準	イ（オ） a	300 ㎡未満	10,000 円	<u>53,000 円</u>
			イ（オ） b	300 ㎡以上	<u>21,200 円</u>	<u>89,300 円</u>

※ 変更認定申請における面積算定について
 変更に係る部分（床面積の増加に係る部分を除く。）の床面積の 2 分の 1 の面積と当該計画の変更に係る部分の面積のうち床面積の増加に係る部分の床面積との合計の区分に応じ、前の項に定める額。

3. 建築基準関係規定適合判定（法第 54 条第 2 項）

計画の認定を受けようとする建築物又は 計画変更の認定を受けようとする建築物 が建築基準関係規定適合審査	床面積の合計に応じて第 19 号表及び 江津市建築基準法の施行に関する規則第 6 条の規定により 算出した額
---	--